

始良市告示第102号

始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月22日

始良市長 湯元 敏浩

始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、始良市が管理する道路、河川及び水路において、倒木による被害の発生を未然に防止するため、危険木の伐採及び除去を行う者に対し、危険木伐採等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この告示において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 立木で、始良市が管理する道路、河川又は水路（次号において「道路河川等」という。）に被害を与えるおそれがあるものをいう。
- (2) 補助事業 次のいずれにも該当する危険木の伐採又は除去（以下「伐採等」という。）であって、市長が認めたものをいう。

ア 道路河川等に隣接する土地に存するもので、かつ、倒木により樹高と同等の距離の範囲にある道路河川等に被害を与えるおそれがあるもの

イ 伐採等をしようとする危険木は胸高直径20センチメートル以上かつ高さ5メートル以上であるもの

ウ 高度な技術又は高所作業車等の特殊機器が必要であるため、所有者自ら行うことが困難であり、専門事業者でなければ伐採等ができないもの

- (3) 補助対象者 次の全てに該当する者であって、補助事業を行うものをいう。

ア 危険木が存する土地を所有し、占有し、又は管理する者

イ 市税等の滞納がない者

ウ 始良市暴力団排除条例（平成24年始良市条例第33号）第2条第1号及び第2号に該当しない者

(補助金の交付)

第3条 市長は、補助事業に要する費用について、予算の範囲内で補助対象者に対し、補助金を交付する。

2 補助金の交付は、補助対象者1人（その生計同一者を含む。）につき1年度内において1回限りとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助事業1回当たり20万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数額があるときは、当該端数額を切り捨てる。

（交付の申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、始良市危険木伐採等事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 規則第3条の規定により申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第2号及び第3号の書類は、事業者が作成したものを使用することができる。

- (1) 申請場所の位置図
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 事業実施前の写真
- (5) 伐採等に要する経費の見積書（危険木等を有価物として処分する場合は、売却価額を相殺した後の見積書）
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、規則第4条の規定により補助金の交付の決定を行うものとし、始良市危険木伐採等事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助事業等の内容等の変更）

第7条 規則第7条の補助金等変更申請書（以下「変更申請書」という。）は、始良市危険木伐採等事業計画変更承認申請書（様式第6号）によるものとする。

2 規則第7条の規定により変更申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の書類は、事業者が作成したものを使用することができる。

- (1) 変更後の事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更後の収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、規則第7条第2項の規定により変更を承認したときは、始良市危険木伐採等事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（申請書の取下げ）

第8条 規則第8条の規定で定める申請の取下げは、始良市危険木伐採等事業補助金交付取下げ申請書（様式第8号）により申請するものとする。

2 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、前条の規定による補助金交付決定通知書を受けた日から起算して10日以内とする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）は、始良市危険木伐採等事業補助金実績報告書（様式第9号）とする。

2 規則第13条の規定により実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の書類は、事業者が作成したものを使用することができる。

(1) 収支精算書（様式第3号）

(2) 事業出来高調書（様式第10号）

(3) 補助事業の開始から完了までの過程が分かる写真

(4) 伐採等に要した経費の領収書

(5) 売却額の分かる書類の写し（危険木等を有価物として処分した場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（額の確定の通知）

第10条 市長は、実績報告書を受領したときは規則第14条の規定により補助金の交付額の確定を行うものとし、始良市危険木伐採等事業補助金交付確定通知書（様式第11号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書（以下「請求書」という。）は、始良市危険木伐採等事業補助金交付請求書（様式第12号）によるものとする。

2 規則第16条の規定により請求書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 確定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定取消し又は返還）

第12条 市長は、規則第17条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるときは、始良市危険木伐採等事業補助金交付決定取消し・返還通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（雑則）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

始良市危険木伐採等事業補助金交付申請書

年度において、補助事業を下記のとおり実施したいので、始良市補助金等交付規則第3条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、危険木伐採等事業補助金を交付くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の実施箇所

2 事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金交付申請額 _____ 円

4 土地所有者の承認

申請者が、始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱に規定する補助事業を行うことを認める。

年 月 日

土地所有者氏名

5 添付書類

- (1) 申請場所の位置図
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 事業実施前の写真
- (5) 伐採等に要する経費の見積書
- (6) 誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第7条関係）

（変更）事業計画書

実施箇所（危険木の所在地）	始良市
危険木の所有者の住所・氏名	_____ _____
事業費	_____円
事業着手予定日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
危険木の胸高の直径、樹高	
想定する被害の内容	
事業内容 (危険木の伐採本数、整備面積など)	
備考	

様式第3号（第5条、第7条、第9条関係）

（変更）収支予算書（収支精算書）

1 収入の部
（単位：円）

区 分	精算額	予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

2 支出の部
（単位：円）

区 分	精算額	予算額	比 較		備 考
			増	減	
計					

様式第4号（第5条関係）

誓約書

始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第5条に規定する交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。

なお、誓約内容に関し、市が必要な調査を行うことについて同意します。

記

- 1 始良市暴力団排除条例2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- 2 本市の市税等を滞納していないこと。

年 月 日

始良市長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

第 号
年 月 日

様

始良市長



始良市危険木伐採等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、始良市補助金等交付規則第4条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|----------|-------|---|
| 1 事業費 | _____ | 円 |
| 2 市補助金 | _____ | 円 |
| 3 申請者負担金 | _____ | 円 |
| 4 補助条件 | | |

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

始良市危険木伐採等事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった標記補助金に係る事業計画を下記のとおり変更したいので、始良市補助金等交付規則第7条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書
- 3 変更収支予算書
- 4 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

始良市長



始良市危険木伐採等事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、始良市補助金等交付規則第7条第2項及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- | | | |
|----------|-------|---|
| 1 事業費 | _____ | 円 |
| 2 市補助金 | _____ | 円 |
| 3 申請者負担金 | _____ | 円 |
| 4 補助条件 | | |

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

始良市危険木伐採等事業補助金交付取下げ申請書

年 月 日付け 第 号で補助金（変更）交付決定通知のあった標記補助金に係る事業計画を下記のとおり取下げしたいので、始良市補助金等交付規則第8条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、申請します。

記

1 申請取下げの理由

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

始良市危険木伐採等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金に係る事業が完了したので、始良市補助金等交付規則第13条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

- (1) 収支精算書
- (2) 事業出来高調書
- (3) 補助事業の開始から完了までの過程が分かる写真
- (4) 伐採等に要した経費の領収書
- (5) 売却額の分かる書類の写し（危険木等を有価物として処分した場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

始良市長



始良市危険木伐採等事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、始良市補助金等交付規則第14条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|-------------|-------|---|
| 1 精算事業費 | _____ | 円 |
| 2 補助金の交付確定額 | _____ | 円 |

年 月 日

始良市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

印

始良市危険木伐採等事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付確定通知書に基づく標記の補助金を
交付くださるよう始良市補助金等交付規則第16条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第
11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	一金		円
件名	年度 始良市危険木伐採等事業補助金		
支払方法	1 口座振込を希望		
		金融機関・支店名	
		口座種別	
		口座番号（7桁）	
		口座名義人（フリガナ）	
		口座名義人（漢字）	
		2 窓口支払を希望	

1 添付書類

- (1) 確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

始良市長



始良市危険木伐採等事業補助金交付決定取消し・返還通知書

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定通知書により通知した
年度始良市危険木伐採等事業に係る補助金の交付の決定の（全部・一部）を、始良市補助
金等交付規則第17条及び始良市危険木伐採等事業補助金交付要綱第12条の規定により、取り消し
たので通知します。

なお、当該取消しに係る部分に関し、既に標記補助金が交付されているときは、同規則第18条
及び同要綱第12条の規定により、下記期限までに当該補助金の（全部・一部）の返還を命じます。

記

1 取消しの理由

2 返還額 一金 _____ 円

3 返還期限 年 月 日